令和６年７月 10 日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　勇

令和５年度補正予算分実施要綱の改正および令和６年度（令和５年度からの繰越分）交付要綱の発出について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて今般、標記内容について令和６年６月 21 日付けで、こども家庭庁成育局母子保健課より各自治体宛の令和５年度補正予算分実施要綱の改正および令和６年度（令和５年度からの繰越分）交付要綱の発出について情報提供がありました。下記国庫補助金が年度を繰り越して交付されること、新生児マススクリーニング検査に関する実証事業の基準額が定められたことが主な改正・通知内容となります。関係者にご案内いただくよう、よろしくお願いいたします。

令和６年度（令和５年度からの繰越分）母子保健衛生費の国庫補助金について

この補助金は、令和５年 12 月 28 日こ成母第 375 号・令和６年６年 21 日一部改正こ成母第 277 号こども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業（令和５年度補正予算分）の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象としています。

(1)　**「１か月児」及び「５歳児」健康診査支援事業**
（保健所設置市（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）、特別区、市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）が行う事業）
基準額：１か月児健康診査：4,000 円×実施人数 、５歳児健康診査 ：3,000 円×実施人数

(2)　**新生児マススクリーニング検査に関する実証事業**
（都道府県、指定都市が行う事業）
基準額：6,000 円×実施人数（改正後）

(3)　**妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業**
（都道府県が行う事業）
基準額：１都道府県当たり 1,317,000 円×実施月数

令和６年度（令和５年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱について

「令和６年度（令和５年度からの繰越分）母子保健衛生費の国庫補助金」の交付については、「令和６年度（令和５年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、通知が発出されました。

１）適用開始日　令和６年４月１日

２）「令和５年度母子保健衛生費国庫補助金（令和５年度補正予算分）交付要綱」からの主な改正内容

①　母子保健衛生費国庫補助金の繰越にともない「令和５年度母子保健衛生費国庫補助金（令和５年度補正予算分）」を「令和６年度（令和５年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金」へと改正

②　新生児マススクリーニング検査に関する実証事業の基準額について 6,000 円 x 実施人数と定める

母子保健医療対策総合支援事業（令和５年度補正予算分）実施要綱の改正

令和５年 12 月 28 日こ成母第 375 号こども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業（令和５年度補正予算分）の実施について」、およびその別紙「母子保健医療対策総合支援事業（令和５年度補正予算分）実施要綱」についても、繰越等に伴い、令和６年度（令和５年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（上記①②）と同様の内容で一部改正されました。

【通知等一覧】

（資料１−１）令和６年度（令和５年度からの繰越分）母子保健衛生費の国庫補助について（cfa.go.jp）
（資料１−２）別表様式（cfa.go.jp）
（資料１−３）【参考】比較表（cfa.go.jp）
（資料２−１）【一部改正】母子保健医療対策総合支援事業（令和５年度補正予算分）の実施について（cfa.go.jp）
（資料２−２）【別紙】新旧対照表（cfa.go.jp）
（資料２−３）改正後全文(cfa.go.jp)
（資料２−４）（別添様式１）説明同意書（cfa.go.jp）
（資料２−５）（別添様式２）説明用リーフレット（cfa.go.jp）
（資料２−６）（別添様式３）報告様式（cfa.go.jp）